

令和七年五月二二日
名取市市史編さん室

『名取市史』執筆要項

本『名取市史』は、昭和五二年三月に刊行された『名取市史』(旧『名取市史』)を刷新・拡充し、後世に残すものです。本編(通史編)三巻と別編(特別編)二巻で構成されます。広く市民一般を読者に想定しているため、専門家や大学生向けではない平易な記述となるようにご留意ください(中学校の教育課程による知識をもって読解が可能な程度の記述が望ましいです)。また、編集工程において、市史編さん室が表記を統一させていただくこと、内容の修正を提案させていただくこと、注記・注釈を加除させていただくこと、ふりがなを調整させていただくことがあります。予めご了承ください。

一、原稿の分量

- ① 一巻につきB5判で最大八〇〇ページとなります(前付け、後付けなどを含む全ページ数です)。各専門部会で協議後に割り当てられた字数とページ数を遵守してください。字数の大幅な超過がある場合は修正をお願いすることになります。
- ② 組体裁は変則二段組とし、本文は上段(ページあたり最大八八〇字)に、注記(引用注記を含む)、写真や図(横六センチメートル×縦四・五センチメートルに収まるものは下段(ページ当たり最大六〇〇字)に割り付けます。
- ③ 下段に収まる注記および写真・図は本文の字数には含みません。

二、体裁

- ① 本文および注記ともに縦書きとします。
- ② 表は横書きで作成してください。
- ③ 図、写真のキャプションも横書きとします。
- ④ 各巻は章・節・項で構成します。各題には記号を使用しないでください。
- ⑤ 項の下には適宜小見出しを使用できます。小見出しは別行見出しとします。

三、記述

- ① 平易な口語文(である調)で、現代文とします。
- ② 敬語や丁寧語、敬称は使用しません。
- ③ 原則として、漢字は常用漢字、新字体を使用し、仮名遣いは現代仮名遣いとしますが、引用文に限り原文が歴史的仮名遣いのは原文のままとします。
- ④ 固有名詞や学術用語はこの限りではありません。
- ⑤ 人名を含む固有名詞にはできるだけふりがなを振ってください。ふりがなは該当語の後に【】で記入してください。
- ⑥ 本文に挿入する引用文については、一文に収まるものは「」内に記載し、複数の文にわたる場合は二字下げで記載してください。
- ⑦ 「」内の「」()内の()はそのまま表記します。

四、地名、人名、国名、団体名、動植物名

①地名、人名、国名、団体名には原則として正式名称を使用します。

②通称が一般的に知られている人名については、正式名称に通称を併記、もしくは（ ）内に追記することもできます。

〔例〕古内主膳重広 田村右京宗良 周樹人（魯迅）

③外国人名は、漢字表記ではないものは原則としてカタカナ表記とします。ミドルネームがある場合はアルファベットを使用し、ファーストネームとラストネームの間に「・」（中黒）で挟みます。

〔例〕ハリー・S・トルーマン ジョン・F・ケネディ
ウィリアム・J・クリントン（ビル・クリントン）

④同一のセクション（原則として節以下）に同じ人名が二度以上記述される場合は、初出のみフルネームとし、二度目からは同セクション内で個人を判別（特定）できるような省略表記とします。

〔例〕〔初出〕伊達政宗 〔二度目以降〕政宗

〔初出〕古内主膳重広 〔二度目以降〕重広（あるいは古内重広）

〔初出〕田村右京宗良 〔二度目以降〕宗良（あるいは田村宗良、田村右京）

〔初出〕周樹人（魯迅） 〔二度目以降〕魯迅

〔初出〕山田司郎市長 〔二度目以降〕山田市長（あるいは山田）

〔初出〕ウィリアム・J・クリントン（ビル・クリントン）

〔二度目以降〕クリントン

⑤国名は原則として初出に正式名称（外務省が使用しているものに依拠します）の後に（ ）で通称を記載し、同一セクション内での二度目以降の記述には通称を使用します。通称がないものについては、この限りではありません。

〔例〕〔初出〕英国（イギリス） 〔二度目以降〕イギリス

〔初出〕大韓民国（韓国） 〔二度目以降〕韓国

⑥団体、機関、会社の名称は原則として初出に正式名称（該当団体が使用しているものに依拠します）の後に（ ）で通称を記載し、同一セクション内での二度目以降の記述には通称を使用します。通称がないものについては、この限りではありません。

〔例〕〔初出〕みやぎ生活協同組合（みやぎ生協） 〔二度目以降〕みやぎ生協

〔初出〕独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（奈文研）

〔二度目以降〕奈文研

〔初出〕国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館（東北大学史料館）
〔二度目以降〕東北大学史料館

⑦動植物名は標準和名をカタカナで表記し、学名は省略します。動植物ではない事物や、変種（品種）を示す慣用表現については、この限りではありません。

〔例〕イヌ（犬、狗、*Canis lupus familiaris* は使用しない）

シロツメクサ（白詰草、クローバー、*Trifolium repens* は使用しない）

犬小屋（イヌ小屋は使用しない）

秋田犬（秋田イヌ、アキタは使用しない）

五、年次表記と数字

①年次表記は、原則として、明治五年（一八七二）一月二日の改暦まで和暦（西暦）の形式で表記し、グレゴリオ暦への改暦後は西暦（和暦）の形式で表記します。なお、同一のセクション（原則として項以下）に同じ和暦の年号が再出する場合は二度目以降の併記を省略します。改元により同一の西暦年に複数の元号がある場合も同様です。

〈例〉元和二年（一六一六） 明和九年（一七七二） 安永元年（一七七二）

一九二六年（大正一五）一月 一九二六年（昭和元）二月三日

②数値を示す数字には、原則として、漢数字を使用しますが、「十」、「百」、「千」は使用しません（「万」より大きな数には使用します）。

〈例〉二億六〇〇〇万年前 三五〇人 二月二五日 一〇〇万石

③小数点には「・」（中黒）を使用しますが、分数には「/」（括線）を使用しません。

〈例〉三・八倍 三分の一

④単位の表記には記号を使用しません。

〈例〉一八パーセント 一・二メートル 一二〇センチメートル

六、写真、図、表

①挿入する写真、図、表については、提出原稿に挿入場所を明示してください。

②写真、図、表については、内容を端的に表すキャプションを付してください。

③過去の事象を示すための写真については、可能な範囲で、撮影年月日をキャプションに併記してください。

④キャプションの形式は巻での統一のため編集の段階で調整させていただきます。

⑤ご自身で撮影された写真、作成された図、表については、それらのデータ（jpeg、ai、psd等）も併せてご提出ください。

⑥刊行物等からの転載が必要なものについては、該当書籍の掲載ページと奥付のコピーも（スキャンデータも可）ご提出ください。ただし、市史編さん室による検討の結果、掲載を見送らせていただくこともあります。

⑦他の機関が所蔵する資料の写真については、掲載許可申請に必要な所蔵機関の情報等をお知らせください。

⑧掲載する写真、図、表の大きさは割り付けの工程で調整させていただきます。

⑨図、表の内容については、修正を提案させていただくことがあります。ご了承ください。

七、注記、引用・参考文献

①注釈（文章や語句についてを補足するための解説）は該当する箇所後に【】で記入してください。注釈の文字数は同一ページの下段に収まる範囲を上限としますが、短縮省略を提案させていただくことがあります。

②引用注記については単著の場合は 著者名 書名 出版社名 刊行年（西暦）、引用・参照頁 の順に記載し、論文の場合は 執筆者名 論文名 掲載雑誌名 巻号 刊行年（西暦）、引用・参照頁 の順に記載してください。同一のセクション（原則として節以下）に同じ文献を注記する場合、二度目からは 著者名（あるいは執筆者名） 刊行年（西暦）、引用・参照頁 を記載してください。

〔例〕〔初出〕名取市史編纂委員会編 『名取市史』 名取市 一九七七年、五三～五六頁

〔二度目以降〕 名取市史編纂委員会編 一九七七年、一一〇頁

〔初出〕新野一浩 「松島 雄島の納骨遺跡」 『季刊 考古学』 第一三四号 二〇一六年、六五頁

〔二度目以降〕新野 二〇一六年、六六頁

③引用注記の形式は巻での統一のため編集の段階で調整させていただきます。

八、原稿作成と提出、校正

①原稿は、可能な限り、パソコンを使用し、Microsoft Wordあるいはジャストシステム一太郎で作成してください。パソコンを使用した原稿作成が難しい場合には手書きの原稿をご提出いただきますが、予めお知らせください。

②原稿は市史編さん室にご提出ください。

③編集工程には一年を要するため、原稿の最終締め切りは刊行前年度の三月となります。厳守してください。

④執筆者による校正は二回を予定しております。校正は誤記の訂正を主とします。文章の推敲や大幅な加筆・削除などはできるだけお控えください。

九、原稿料

①原稿料は刊行時のページ数で計算いたします。金額はご執筆のページ数×四〇〇〇円をお支払いいたします。

②ご自身で撮影された写真、作成された図、表については、ご執筆のページ数に含めて、原稿料を計算いたします。例えば表一点が一ページを占める場合は一ページ分として原稿料を計算し、二〇〇字と図一点が一ページを占める場合も同様に計算いたします。

③ご執筆以外の箇所を精読していただき、内容に関してご意見をいただいた場合、監修料としてお一人五万円をお支払いいたします。

一〇、著作権

①提出された原稿の著作権は各執筆者に帰属するが、編集された『名取市史』の編集著作権は名取市に帰属するものといたします。『名取市史』の増版等に係る複製権は名取市に帰属するものといたします。

②市史編さん事業で計画されている普及版（ダイジェスト版）の作成や同様の二次利用にあたり、名取市が既刊の作成に用いられた原稿等を再編集するための。その際、著作者格権（同一性保持権）の行使はお控えください。

③電子版の公開等に係る送信可能化権（電子書籍等を送信可能な状態にする権利）および公衆送信権（電子書籍等を公衆に送信する権利）は名取市に帰属するものといたします。